**７　長期欠席**

入学後、学年の中途において、保護者に正当な事由がないのに、児童・生徒が休業日を除き引続き７日以上出席せず、その他その出席状況が良好でない場合のことをいう。

(1)　出席の督促

　　ア　校長は、児童・生徒が休業日を除き引続き７日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかにその旨を市町教育委員会に通知〔児様式例１〕する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（学教施行令第20条）

(ｱ)　校長は、実情を把握し、該当児童・生徒を速やかに出校させるよう努力する。

(ｲ)　該当児童・生徒がいる場合……地域の児童委員と連絡を密にする。

イ　市町教育委員会は、校長の通知を受けたとき、児童・生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、児童・生徒の出席を督促しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　（学教施行令第21条）

**８　出席停止**

(1)　性行不良の場合

　　ア　市町教育委員会は、性行不良で他の児童・生徒の教育に妨げがあると認める児童・生徒があるときは、その保護者に対して、児童・生徒の出席停止を命ずることができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（学教法第35・49条）

　　イ　性行不良であって他の児童・生徒の教育の妨げがあると認める児童・生徒があるときは、校長はあらかじめ市町教育委員会の指示を受けて出席停止を命じることができる。

　　　　ただし、緊急の必要がある場合には、校長は、市町教育委員会の指示を受けることなく、出席停止を命ずることができ、その場合には、事後速やかに市町教育委員会に報告しなければならない。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （市町学校管理規則・準則）

　　　(ｱ) 市町立学校管理規則の運用について

ａ 学教法第35条（児童の出席停止）及び第49条（準用規定）に規定する出席停止につ　　　　　いては、その性質上軽々しく行われるものではないことから、あらかじめ市町教育委　　　　　員会に申し出〔児様式例２〕をし、その指示〔児様式例３〕を受けて、校長が出席停　　　　　止〔児様式例４〕を命ずることができる。

ｂ　ただし、緊急に出席停止の措置を必要とする場合は、校長は、市町教育委員会の指示　　　　　を受けることなく出席停止を命ずることができる。これを命じたときは、速やかに市　　　　　町教育委員会に報告〔児様式例５〕する。

ｃ　校長は出席停止について市町教育委員会の権限に属する事務を補助執行（専決）　　　　　 　する。

・　出席停止命令行為は文書交付とする。ただし、緊急を要するときは口頭でもよい。

・ 出席停止命令書交付者は校長とする。

　　　　・ 交付は原則として手交とする。

・　出席停止命令書受領者は原則として、該当児童・生徒の保護者とする。

ｄ 出席停止を校長が命じた場合の効力発生時期は、該当児童・生徒の保護者が出席停止　　　　　命令について、一般に了知し得べき状態の生じたときに効力を生ずる。

　　　(ｲ)　出席停止の解除

　　　　　出席停止の期間中の該当児童・生徒の状況によって、出席停止の解除を適当と認めたときは、速やかに決定の手続きに準じて処置をとる。

(2)　感染症の場合

　　ア　校長は、感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童・生徒には、出席を停止させることができる。　　　 　　（保健安全法第19条）

なお、その場合、校長は学校医、保健所の助言を得て行う。

　　イ 出席停止の指示

校長は保健安全法第19条により、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、保護者に出席停止の指示をしなければならない。〔児様式例６〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保健安全法施行令第６条）

ウ　出席停止の期間

(ｱ)　第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

(ｲ)　第二種の感染症（結核を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状に　　　　より学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではな　　　　い。　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（保健安全法施行規則第19条）

・　インフルエンザ‥‥発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっ　　　　　　　　　　　　　ては、３日）を経過するまで。

・　百日咳‥‥特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療　　　　　　　　　が終了するまで。

・　麻しん‥‥解熱した後３日を経過するまで。

・　流行性耳下腺炎‥‥耳下腺、顎下線又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、　　　　　　　　　　　　　かつ、全身状態が良好になるまで。

・　風しん‥‥発しんが消失するまで。

・　水痘‥‥すべての発しんが痂皮化するまで。

・　咽頭結膜熱‥‥主要症状が消退した後２日を経過するまで。

・　新型コロナウイルス感染症‥‥発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後　　　　　　　　　　　　　　　　　　１日を経過するまで。

(ｳ)　結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校　　医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

　 　(ｴ)　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっておる疑いのある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

　 　(ｵ)　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

　　(ｶ)　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（注）感染症の種類については、保健安全法施行規則第18条による。

エ　出席停止の報告

　　　(ｱ)　校長は、児童・生徒に出席停止を指示したときは、その旨をただちに市町教育委員会に報告しなければならない。　　　　　　　　　　　　 （保健安全法施行令７条）

　　　(ｲ) 児童生徒に出席停止を指示したときの報告は、次の事項を記載した書面をもってする。〔児様式例７〕　　 　　　　　　　　　　　　　　（保健安全法施行規則第20条）

　　　　・　学校の名称

　　　　・　出席を停止させた理由及び期間

　　　　・　出席停止を指示した年月日

　　　　・　出席を停止させた児童生徒の学年別人員数

　　　　・　その他参考となる事項（具体的な予防措置など）

(ｳ) 臨時休業の報告

庶務　２休業日　(3)臨時休業　による

(ｴ) 感染症発生の報告

庶務　５学校保健・学校給食　(4)感染症発生時の報告　による